第5回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成28年11月2日(水) 午前9時~9時45分 場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

•検討会委員

村上和久(座長)、佐藤則寿(副座長)、成田光雄、橋本雅雄、吉崎清則、南昭弘、横野昭、村石篤、中山雅之、南俊正、舗田博紀、有澤守、柞山数男、

•事務局

久世議会事務局長、横山庶務課長、朝倉副主幹、齋田主任

・傍聴人(議員、一般)

議員3人、一般0人

•報道関係

20人程度

議事録

村上座長: ただ今から政務活動費のあり方検討会を開会いたします。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。

ここで、報道関係の皆さんにあらかじめお願いを申し上げます。本日は多くの報道の方がおいでですので、カメラ等の取材スペースが大変混み合っております。委員の席に過度に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な検討会運営の妨げとなりますので、節度を持って取材されますようお願いをいたします。

本日は自由民主党から五本委員に代わり有澤議員、南俊正委員に代わり南昭弘議員、成田委員に代わり吉崎議員が出席されております。また、共産党の赤星委員に代わり中山議員が出席されております。本日の議事録署名委員として、橋本委員と村石委員を指名いたします。

それでは政務活動費のあり方について、協議に入ります。本日は、前回 の検討会において大きく意見が分かれた項目について、改めて皆さんの ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

出席委員: (異議なしの声)

村上座長: それではまず、第3者機関の設置について、委員の皆さんのご意見をお

伺いします。まず設置主体及び設置手法について、各会派のご意見をお 伺いいたします。

作山委員: 座長。自民党は、各会派共同設置ということで、第3者機関は会派側に 置くと、それから監査の主体チームは公認会計士あるいは監査法人、専 門家の方々にお願いしたいという意見であります。

村上座長: 監査の主体については、後ほど分けて。今お伺いしますのは設置主体と 設置手法についてということをお伺いします。それでは次、公明の佐藤さ ん、お願いします。

佐藤副座長: 設置主体、手法についてですけれども、私も当初からの厳格なチェック体制の確立が必要と主張し、第3回のこの検討会で示されました座長案に賛同いたしてまいりました。そこで前回、第4回の検討会において議論になりましたので、再度持ち帰り精査いたしましたけれども、私の認識では、座長案が示された第3回の検討会では、共産党会派の赤星委員も各会派による共同設置とすることは賛成ですと述べられたと思いますけれど、副座長として改めて確認したいと思いますが、中山委員。

村上座長: 中山委員。

中山委員: 改めて検討しましたけど、議長の下にということにいたします。

佐藤副座長: 分かりました。それで、私ども会派ももう一度確認しますけれども、政務活動費に関する規定である地方自治法100条第14項に基づき、政務活動費は会派又は議員に対する交付であることから、初回の検討会でも社民党の村石委員も主張されましたけれども、第一義的には議長側ではなく、会派側に置くべきだと考えております。しかしながら、公認会計士等のチェック機能を各会派側に置くということになると、中立性が確保できるのかという疑問や経費的にも会派の負担が大きくなるとの懸念があります。そうした中での全会派において共同設置するという座長案は、中立性やスケールメリットの観点からも画期的であり、さらに他都市にも類例のない先進的な設置手法といえるのではないかと、個人的にも心から賞賛し、会派としても賛同するものであると改めて主張させていただきます。

村上座長: 以上ですね、はい、それでは中山委員。

中山委員: 会派としての主張はですね、今回の不正で会派がやはり問われている。 このことについてですね、やっぱり市民の皆さんの合意、理解を勝ち取る ということが重要であると思うんですね。ですから、この市民参加というこ とも、公募でということも主張しているんですけれども、議長の下に、より 市民の目から見て公正な場という主張を会派としては強調したいと思い ます。

村上座長: 民政クラブ。

橋本委員: 私たち民政クラブといたしましては、第3者機関を設置するとなりましたら、より厳格なもの、そして統一性が高まるものとして会派側に第3者機関を置くべきだと思っております。やはり政務活動費に関しましては、会派そして議員が責任を負うべきものといったことを考えますと、座長案に賛成でございます。

村上座長: はい、それでは村石委員。

村石委員:はい、前回まで議長側に置くということで主張していまして、前回持ち帰

って総合的にいろいろ考えてみましたけれども、要は第3者チェック機能が担保されているのかというところを、やはりしっかり見る必要があるということで、いろいろと検討した結果、この会派に置くということで、運用を始めて検証をして、いろいろな問題があれば、再度議長側に置くという主張をしたいという具合に思っています。なぜかいうと、要は、今橋本委員も言われたように、会派そして議員が本当にこう二度と不正のないようにするということで、自らが企画して設置をしたというようなことで、運用を始めればいいということです。

村上座長: はい、ただいまご意見をお伺いしましたところ、共産党以外はですね、会派側にその主体を、チェック機関を置くということにご賛同いただいたと思うんですが。中山委員、やはりご意見は変わりませんでしょうか。

中山委員: 意見としては残るということにしていただければ。

村上座長: 決め方の論理としてですね、一つの党が反対したから前へ進まないということでは、何も決められない検討会ということになってしまいます。ここは一つ、座長提案とおりですね、会派側にこの審査機関を置くということでご同意願えませんでしょうか。手を挙げてというのもあまりしたくないのですが。中山委員。

中山委員: 全会一致が原則ですけれど、やっぱり自由な議論の中でご意見を見いだしていくということだと思うんですよ。ですから会派としての意見は残るということにしていただけないか。

村上座長: はい、検討会として。佐藤委員。

佐藤副座長: 社民党の村石さんもおっしゃったように、とりあえずこの座長案でスタートするということについて、中山委員も賛同していただくということでよろしいですかね。

中山委員: 多数の意見として、会派としては異論は残るけれど、ということにしていただければ。これ以上その点だけということもできないと思いますので。

村上座長: はい、ありがとうございます。それでは、設置主体及び設置手法についてでございますが、会派側に置くということで、この検討会の結論という ふうにしたいと思いますので、よろしくお願いします。ご同意いただいたということでよろしいですね。

出席委員: (はいとの声)

村上座長: はい、ありがとうございます。それでは、次に自民党さんから先ほど出ま した、監査の主体でありますが、改めて。

柞山委員: 座長。今回の一連のことで、二度と起こらない形を目指したいという思い、そういう中で、公開ということもしてみながら、会派全体の公開あるいは会派共同設置の費用の公開、そしてまた個人議員の公開ということも視点に置きながら、やはりここは監査法人なり公認会計士さんの専門性のある方にお願いし、会派の収支、帳簿等も見ていただく、そういう形が一番、これからの二度と起こらないチェック体制というか指導体制、そういうものが構築できるということで、ここは公認会計士さんまたは監査法人さんにチームとして入っていただいて、ご指導いただく、チェックしていただく、そういう意見でございます。

村上座長: はい、佐藤委員。

佐藤副座長: 監査体制、チェック体制ですけれども、これも当初座長案が示されまし

たとおり、公認会計士等による監査チーム、これは当初の監査人及び事務補助者も含めた3人体制というものを具体的に提案されましたので、これについても座長案に賛成という立場でございます。

村上座長: それでは共産党さん。中山委員。

中山委員: 会派としては、何が問われたのかと、専門的判断が問われたのではないと思っているんですよ。市民の目線から見れば市民が裏切られて、不当な違法なことが行われたと、このことのきちんとしたチェックを市民は求めていると、市民が知らないところでなんとひどいことが行われていたのかというご批判だと思うんですね。ですから、専門家を入れましたからあとは大丈夫ですよということでは、市民の皆さんのご理解は得られない。会派としてはやっぱり公募による市民参加で、市民の皆さんと一緒にきれいなあり方を徹底していくんだというそういう方向にすべきだという主張です。

村上座長: それでは民政クラブさん、橋本委員。

橋本委員: 私たちは座長案とおり公認会計士等による監査チームでよろしいと思います。ただ、この公認会計士さんが、この政務活動費について、本当に 精通している方を選任することが必要だと思っています。

村上座長: それでは社民党、村石委員。

村石委員: 第3者機関の構成としては、公認会計士、それと政治学等の学識を持った人、それと弁護士ということが必要だと考えています。先ほど、柞山委員の方から監査法人に任せる方法もあるとおっしゃられましたけど、第3者機関というのはあくまで独立した人が3人で構成するのが、一般的に第3者機関といわれていますので、同じ監査法人の中でということではなくて、それぞれ独立した人を3人を選ぶべきだと思います。そして、中山委員の方から、市民の声をもっと集めるということは、その趣旨は賛成です。ただ、今後いろいろインターネット等で公開されていきますので、広く市民の意見を受け付ける窓口を議会にもうけ、そこで出された意見を会派や議員あるいはこのチェック機関に下ろして、そして議論をするという方法があるという具合に思います。

村上座長: はい、各党お伺いいたしましたが、発言のない委員も。

鋪田委員: はい。

村上座長 はい、鋪田委員。

舗田委員: はい。今ほど中山委員の方からご提案のあった、市民の目線、村石委員からもご指摘がありましたけれども、それは非常に大事なことだと思うんですけど。それぞれの役割をそれぞれより発揮しやすくするためには、例えばその審査会の方を、前回申し上げましたけども、上場企業の不正などを今監査法人や公認会計士さんたちについては非常に重点的な仕事をしてらっしゃいますので、そういう意味で審査会の方に公認会計士を中心にしておく、それから村石委員がおっしゃったように、市民からのそういったチェックといったものはネットや閲覧と言うことで存分にしていただく、その代わり、おっしゃったように意見を承ってフィードバックできるところは設ける、それから弁護士さんや自治体の法務に詳しい方について、逆に議会事務局の職員採用の問題だとか、あるいは任期付きの職員とか、いろいろな形を取れると思いますが、法務部分は議長サイドといいま

すか議会事務局サイドに何かこう、顧問弁護士もいいんだと思いますが、 それぞれの専門的な、特色の発揮できる立場で配置するということが望 ましいのではないかというふうに私は思います。

村上座長: はい、他にご意見はありますか。横野委員。

横野委員: 結果的に3名を決める段階で、どういう形で委員会で協議するか、例えば各会派が持ち寄ってこの人をお願いしたいという話し合いの中で3名を決めるという方法もあると思うんですね。そういう点においては、それぞれの会派からこの人を推薦しますという形でくるべきものもあるんじゃないかなというふうに思います。それから今社民党さんがおっしゃったような人たちを、この人はこういうふうに長けてるからこの人をお願いしたいだとか、そういう話し合いもあってもいいのかなと。今ここで例えば公認会計士さんとか監査法人とか、あるいは弁護士さんとか政治学という気持ちの上ではそういう人たちなんですが、それは今後の募集のあり方と、決め方にもあると思うので、それぞれの会派の思いを寄せ集めて、やっぱりみんなでやろうという意識の元に、今度出てくる新人も含めてそういう意見を含めて決めていくべきだと私は思いますけども。

村石委員: 座長。

村上座長: はい、村石委員。

村石委員: 横野委員のおっしゃったことに賛成をします。

村上座長: 今ご意見をお伺いしておりますと、共産党さん、公認会計士さんを入れ

ることに反対ではないんですよね。

中山委員: それは反対ではないです。

村上委員: そうしますと、公認会計士さん等を基本として、聞いております市民の方を入れると、弁護士さんを入れると、政治学というふうに、どなたを入れるかということについては議論が多数ございますので、ここについてはですね、公認会計士さん等を基本に今後も継続して協議をしていくということ

でよろしゅうございますでしょうか。

出席委員: (異議なしという声)

村上座長: それでは、はい、中山委員。

中山委員: 改めて、会派の責任ではあるけれど、誰がチェックをするのかという市民 の皆さんは、市民がやっぱりきちんと納得できるようにしたいんだという 思いが強いんだと思うんですよね。ですから改めて、ここに公募の市民を、 もちろん先ほど言われたインターネットだとか見える化を強めれば、その ことはどんどん進んでいくんですけれども、この第3者機関にも市民の代

その点については、改めてご検討いただきたいんですけれども。

表も出るということは、それはそれで私は意味があると思うんですけど、

村上座長: はい、それを否定しているわけではありません。公の資格を持った方の 代表として、例えば公認会計士さんの職種をあげたわけですけれども、 中山委員がおっしゃるように市民もその対象に含めてですね、今後協議

をしていくということでよろしゅうございますか。

中山委員: はい。

村上座長: では、そのように決定をいたしました。次に領収書等の証拠書類のインターネット公開について、委員の皆さんのご意見を改めてお伺いします。

公開時期、それから公開対象ですね、前回意見がわかれましたので、自

民党さんからお願いいたします。

柞山委員: 当初、座長提案は29年度分を30年にということでしたが、皆さんのご意見、一日でも早くということでございまして、28年度分を来年、29年から公開するということで私ども検討させていただきました。

村上座長: 公明党、佐藤委員

佐藤副座長: はい、私どもも座長案から様々を再度聞いた上で、現時点で最大限と 思われる前倒しを検討した結果、来年中を目途に、さらに前倒しをできれ ばという思いは全く一緒ですけども、そういったことで前回も議論がありま したので、少し前進するのかと思います。あと、今ほど柞山委員からあり ましたけれども、何年度分からかということについても、私個人的には運 用指針の大きく変わる来年度と今年度というと、やっぱり市民に開示をし ますと、ある意味では運用指針が違うが故にこれは過去はよかったんだ けれども、今回は厳しいとか、さまざまな市民に説明をきちんと問われれ ば、もちろん私どもも丁寧に説明するわけですけれども、そういったいろ んな説明責任もでてくるなということで、個人的には来年からの方がいい んじゃないかと思ってましたけれども、物理的に少しでも前へということで、 今年度からの開示もなんとか事務局的にも間に合わせるという話もあり ましたので。多少ちょっと不安な点もあるんですけれども、物理的に可能 であれば、やっぱり皆さん他の会派がおっしゃるとおり、うちもそれが可 能であればまずできる今年度分から開示ということには賛成します、28 年度分からですね。

村上座長: 中山委員。

中山委員: 前回会派として過去分をですね、可能な限りすべてという主張をさせていただきました。1年から始めながら、過去分もですね、やっぱり技術的なことも含めて引き続き、協議をさせていただければと思うんですけど。主張としてはやっぱり市民の皆さんは今後不正がないようにということでしっかりと情報公開せよということもあるんですけど、全容をしっかりと解明したいと、ですから過去の分についても、しっかりと、その不正の内容も含めてですね、情報をわかるように見えるようにせよという主張があるんだと思うんですね。こういうことにどう応えるのかが重要なテーマだと思いますので、是非そこで検討いただきたいと思います。

村上座長: 橋本委員。

橋本委員: 27年度までのことは訂正して報告したということで終わっているものと思っております。よって、28年度分からの分で、新しい市議会、新しい政務活動というのを見ていただくといった意味で、28年度分からでよいと思っています。

村上座長: 村石委員。

村石委員: 最後の結論に入る前に少しだけ確認させてほしいんですけど、2の(1) の収支報告書と実績報告書の閲覧とインターネットの公開ということがあ るんですが、これは内容的には2011年度から2015年度分までと考え てよろしいんでしょうか。

村上座長: 2011年度とは23年度のこと。

村石委員: はい。それでいいわけですね。それから(2)の証拠書類の閲覧も同様に 考えてよろしいんでしょうか。 村上座長: はい。

村石委員: そういうことを踏まえた上で、結論的に言うと、こういうような表現をして ほしいんですけど、平成29年度のできるかぎり早期に実施できるよう努 める、という表現にしてほしいんです。具体的にどういうことをいいたいか というと、要するに事務局の作業ですね、今は来年の3月の分までをチェ ックを経て、その後、各会派はコピーをして、事務局に提出をするという 作業が流れとしてはあると思うんですね。だけど実際に事務局がチェック をしているのは、3ヶ月ごとなんですね。だから、3ヶ月ごとにチェックをし たものからコピーをして、事務局の方はマスキングですね、個人情報に 関するものはマスキングをするというようなことをしていけば、来年度の 早い時期からインターネットで公開することも可能であるということを思う ので、事務局といろいろ工夫をして、できるだけ早期に実現するよう努め るということを私としては提案をいたします。それと何年度分から領収書 を付けるということは、一つは(1)(2)で訂正がインターネットではわかり ますからね、だからどこの項目、例えば広報費なのか広聴費なのか、そ ういう訂正分が少なくとも分かるということがあるし、もっと詳しく見たい場 合は閲覧もできるということがあるので、あまり27年度にこだわる必要も ないのではないかということで、市民の反応を見ながら、それはまた考え るということで、28年度分、すなわち現在の運用指針の元でどのように 使われていたかというのは検証できるわけですから、インターネットで、

村上座長: はい、他にご意見はありませんか。はい、中山委員。

そのように考えます。

中山委員: はい、先ほど橋本委員からこれまでの分はもう報告も終わっているから ということでというお話もあったんですけど、私は市民の皆さんは徹底究 明、全容解明ということからいうならば、まだされていないというご批判が 強いんだと思うんですよ。改めて、この場の議論ですべてできないと思う んですけど、徹底究明、全容解明ということでこれは全会一致していると いうことでよろしいんでしょうか。ちょっとそこもご意見聞かせていただき たいと思うのですが。

村上座長: はい、その点について異論はありませんね。

出席委員: (はいとの発言あり)

中山委員: 座長。

村上座長: 中山委員。

中山委員: そうしますと、まだ終わってないと思うのは、全容解明というときに事実と してまだあるのではないかという問題、それとこれだけ会派ぐるみでの 全体としての不正が明らかになっている、なぜこんなことが行われたの

を体としての不正が明らかになっている、なせこんなことが1]われたのかと、この解き明かしは、やはり会派の責任で、そして議会の責任で、やっぱりしっかりと市民に対する説明責任あるんだと思うんですね。そういう点では返金額の数字の、今までの不正の事実は出てきているけど、なぜこれほど大変なことが会派ぐるみで行われたかということについてはやっぱり説明はされてないと思うんですよ。だから、そういう点での全容解明、やっぱりしっかりしていくということと、今後のあり方を見ていくということは一体だというふうに強く思うんですけど、その点はどうでしょうか。

プロス かんしい アカリのは (心)がしょうけん、しゅ

村上座長: はい、村石委員。

村石委員: はい、中山委員のおっしゃっていることはその通りだと思うんですが、私の考えとすれば再発防止策を確立するためには、全容解明、なぜこういうことになったのかということを各会派で、会派として責任を持って表明していく、そういうことを受け入れた上で、再発防止策を作るために必要だという具合に、社民党は考えているんですね。だから当然再発防止策を考える時には、どうしてこうなったのかということは、当然議論に入ってくるわけで、細かい議論は作業部会でもできるわけですから、私は皆さんがそういう具合に思っておられるという具合に考えております。

村上座長: 自民党さん。

柞山委員: はい、座長。今ほど2人がおっしゃったとおりでございまして、我が会派もこれまでの起こった事案を精査しながら、まずは議員個人が申請を出すという自己チェック、年間計画を立てて事務局との精査をした中で、まず議員個人がその申請書を作成し、会派でまとめて会派の会計担当がチェックし、そのことをまとめて今の議論のあった第3者チェック機関で精査をしていただく、それで足りない場合は議会事務局と第3者機関も協議をしていただく、そういう流れでやっていけばこれまでの反省点に立って、これからも政務活動費のあり方、本当に真摯に努めていきたいと思っています。

村上座長: 佐藤委員。

佐藤副座長: 中山委員からも、そもそも論からの話をいただきましたので、私も全く 同様でありますので。ただ、何度もこの会で説明させていただいたとおり、 その真相究明を図るべきところはまた別の場にもありますので、今は、先 ほど村石委員がおっしゃったように前を向いて何をするかと言うことで、 今、一つ一つ検証させていただいてますので、大変、中山委員に恐縮で すけれども、ご意見全く同じ思いですので、まず今インターネットの公開 について時期と対象についてを一つまとめていただいて。

村上座長: 公開時期とそれから対象ですね、いつからの分をするかという2点があるかと思います、公開時期については、29年度中に実施することにして、ただし、事務局の進捗作業を見ながら可能な場合は前倒しをしていくということでよろしゅうございますか。事務局の事務、物理的な問題もありますので、何月にせよとこちらで決めてもできませんと言われたらできないとなるんですが。

村石委員: 座長、私の主張は何月かということは言っていないので、平成29年度のできるだけ早期に実施できるよう努めるといっているので、この表現の意味ね、どうしたら早くできるのかというのも私は提案しているので、私の提案でまとめていただくわけにはいかないんですか。

村上座長: 私の提案で・・・。

村石委員: 委員の意見で・・・。

村上座長: 事務局に確認いたしますが、具体的な進捗の進め方のご提案もございました。3ヶ月ごとにチェックしているから、そこをコピーしておいたらどうかと、いうような話ですが、事務局としてのご意見。はい、横山課長。

横山課長: 3ヶ月ごとの事前チェックにつきましては、運用指針にも定めていない、 いわば慣習としてこれまで行われてきた作業でございまして、その部分 でもって、果たして各会派の内容も固まっているかというと、必ずしもそう ではないかもしれませんし、今後また異動があるかもしれませんし、正式に出されたものではない、正式なものとしては翌年度の4月30日までに議長に提出ということで定められているわけで、正式に出されたものでもってチェックをし、マスキング作業をしたいというのが私どもの思っているところでございます。

久世局長: 座長。

村上座長: 久世事務局長。

久世局長: 若干、補足説明をさせていただきたいと存じます。先ほどはすいません、 座長の方から、言葉尻を捕まえる気はないのですが、平成29年度という 話でございますが、先だってのお話の流れの中では、平成29年中に実 施するということであったかと存じます、すいません。この平成29年中に という意味合いは、今ほど村石委員がおっしゃいましたように、何も12月 末日という意味では当然ございません。ただ、今の時点で事務局サイドと いたしましては、29年の何月までに本当にできるのかということを、そこ まで今の熟度としてですね、何月までということを申し上げるような状況 にないものですので、座長さん副座長さんの方からのお話もございまし て、私どもの方といたしましては、遅くともという意味合いで平成29年中 に実施するものとするということで、こういう案でいかがでしょうかというこ とも申し上げた次第でござます。したがいまして、今委員さんのお話がご ざいましたように、実際に準備作業をやってみて、これは無責任なことを いう気は毛頭ないんですけれども、やってみたら思いの外技術的な課題 なり、ボリューム的にも、12月末でなくてもっと早くできるということができ れば、もとより私どもは故意に遅らそうなどという意思は毛頭思っており ませんので、少しでも早く実施させていただくという思いは全く一緒でござ いますので、思いは一緒ということで申し上げた次第でございます。以上 でございます。

村上座長: はい、横野委員。

横野委員: 今の事務局長の発言のように、何を思うかといいますと、29年中という考え方と、第3者機関の設置と、第3者機関の考え方といいますか、確認のチェックですよね、そのタイミングがあるもんだから、逆にいえば、28年度についてもトータル、3月31日で28年度分が終わるわけですが、それはその場合出すことは可能だと思われます。これは事務局の方にお願いせねばならない。ただし、29年度分については、第3者委員会ができあがってからのことになるから、時期的には非常に決めにくいという思いも一つあるので、29年中というのはなるべく早期というとらえ方をするべきでというふうに私は思います。

村上座長: 今、お話がありましたとおり、私の表現がよくなかったのかもしれませんが、29年中に実施するものとするという意味は、中身はお聞きになったとおりであります。29年中に実施するものとする、ただし、準備作業の進捗状況を踏まえながら可能な場合は前倒しも検討すると、こういう表現でよろしいでしょうか。

出席委員(はいとの発言あり)

村上座長: はい、それではそのように決定をいたします。それから公開対象についてでありますが、28年度分からでよしとするご意見もありますし、遡って

というご意見もございます。これにつきましても、28年度分からのものについて実施するものとする、ただし、準備作業の進捗状況を踏まえながら、可能な場合は過年度分の公開も検討することとするという表現でご理解いただけませんでしょうか。

ご異議ないものとして、意見の一致をみたということでさせていただきます。

改めて、この政務活動費に関する改善案の座長案、他の項目も含めまして事務局はまとめはできましたか。事務局の方から説明をしていただきます。

横山課長: そうしましたら、私の方から改善案のすべての項目についてまとめてご 説明いたします。まず1番、チェック体制の強化について、(1)会派のチェック体制の強化、①第3者機関の設置につきましては、まず設置主体 及び設置手法については、各会派による共同設置とすることでまとまっ たところでございます。次に監査主体について、公認会計士を基本に今 後継続して協議していくものとするとされたところでございます。次に②会 派における会計処理の見直しにつきましては、政務活動費の出納は、原 則として、現金を取り扱わないこととする、また事後審査のみならず、事 前審査も徹底を図ることを、実施時期としては29年1月からということで まとまったところでございます。

> 次(2)、運用指針の見直しにつきましては、①添付書類の厳格化、②使 途基準等の明確化の方針のもとに行う、実施時期は29年4月からとい うことでまとまったところでございます。

> (3)会派から議長に提出する領収書等の証拠書類について、写しから 原本化することにつきましては、29年4月からということでまとまったとこ ろでございます。2番目、透明性の向上につきましては、(1)収支報告書 と実績報告書の閲覧とインターネット公開については、29年1月からと いうことでまとまったところでございます。(2)領収書等の証拠書類の閲 覧については、29年4月からでまとまったところでございます。(3)領収 書等の証拠書類のインターネット公開につきましては、公開時期につい ては29年中に実施するものとする。ただし準備作業の進捗状況を踏ま えながら、可能な場合は前倒しも検討することとするということでまとまっ たところでございます。公開対象については、28年度分からのものにつ いて実施するものとする。ただし、準備作業の進捗状況を踏まえながら、 可能な場合は過年度分からの検討することとする、とまとまったところで ございます。(3)額のあり方につきましては、会派所属議員数に応じた 加算制度を廃止する、29年4月からということでまとまったところでござ います。4番その他としまして、全会派の議員と議会事務局の職員を対 とした政務活動費の研修会等の開催につきましては、29年度から随時 行うということで、まとまったところでございます。

村上座長:とりあえずそこまで。

久世局長: 座長、すいません。1点、補足説明させてください。

村上座長: 久世事務局長。

久世局長: 今ほど課長がご説明申し上げさせていただきましたが、大きな項目の1番目の(2)の運用指針の見直しについてでございますけれども、当初の

座長素案から、この政務活動費のあり方検討会で、ご議論いただきまして、意見が一致を見たものがございますので、口頭でご説明し、ご確認をお願いしたいと存じます。読み上げます。補欠選挙後、各会派の委員等で構成する作業部会(ワーキングチーム)を設置し、事例研究などを行いながら運用指針の改訂作業を行うものとする。概ねこのような内容でご意見一致したのではないかと思っておりますが。以上でございます。

村上座長: はい、ただいまの説明がありましたけれども、これでよろしいでしょうか。 漏れはありませんでしょうか。

出席委員: (はいとの発言あり)

村上座長: はい、ご異議がないようですので、そのように決定をいたしました。この 改善案につきましては、本日の検討会の終了後、速やかに私と副座長で 議長の方に報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

出席委員: (異議なしとの発言あり)

村上座長: それでは、そのように取り扱うことにします。もう一つですね、前回条例 改正を出すものが3つございました。それぞれですね、施行の時期は違 いますけれども、条例改正について、12月議会に提案したいというふう に思いますけど、これについてはご異議ございませんでしょうか。

出席委員: (異議なしとの発言あり)

村上座長: ご異議なしと認めます、それではそのように取りはからいたいと思います。 ありがとうございます。本日の検討会におきましては委員の皆さん方から、 これまで真摯にご協議いただきましたことにより、改善案については一定 の結論を出すことができました。しかし、本日の会議を持って検討会を終 了させるということではなく、今後も必要に応じて随時開催したいと考え ておりますので、よろしくお願いをいたします。それでは、本日はこの程度 にとどめたいと思います。これで本日の協議は終了いたしました。これを もって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。どうもありがとうご ざいました。

出席委員: (ありがとうございましたとの発言あり)